

鶴岡市教育委員会規則第8号

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会行政組織規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第19条第8項」を「第18条第8項」に改める。

第15条を削る。

別表管理課庶務系の項に次の1号を加える。

（11）総合教育会議に関すること

別表管理課経理系の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表学校教育課学事保健系の項第1号中「及び幼稚園」を削り、同項第5号中「及び幼稚園」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する鶴岡市教育委員会教育長が在職している間の教育長職務代理者については、改正前の鶴岡市教育委員会行政組織規則第15条の規定は、なおその効力を有する。

鶴岡市教育委員会規則第9号

鶴岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会公印規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表鶴岡市立各幼稚園印の項を削り、同項第2号の表鶴岡市教育委員会委員長印の項、鶴岡市教育委員会委員長職務代理者印の項及び鶴岡市立各幼稚園長印の項を削る。

第10条第1項の表中

「教育委員会印 廃止した日から20年
教育委員長印 廃止した日から20年
教育長印 廃止した日から20年
その他の公印 廃止した日から5年」
を
「教育委員会印 廃止した日から20年
教育長印 廃止した日から20年
その他の公印 廃止した日から5年」

改める。

別表第1号の表中
「 4
鶴岡市立
何々
幼稚園印
」
を
削除
に改める。
」

別表第2号の表中
「 1
鶴岡市教育
委員会
委員会印
」
「 2
鶴岡市教育
委員会
委員長職務代理者印
」
を
削除
削除
」

に、
「 9
鶴岡市立
何々
幼稚園長印
」
を
削除
に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する鶴岡市教育委員会教育長が在職している間の教育委員長印及び教育委員長職務代理者印については、なお従前の例による。

鶴岡市教育委員会規則第10号

鶴岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、「又は園長（以下「校長等」という。）」を削る。

第5条及び第15条（見出しを含む。）中「校長等」を「校長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鶴岡市教育委員会訓令第2号

鶴岡市教育委員会の所管に属する教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

鶴岡市教育委員会の所管に属する教育機関の長に対する事務委任規程（平成17年鶴岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表各教育機関の長共通事項の項中「及び幼稚園」を削り、同表中央公民館の項中「中央公民館」を「中央公民館長」に改め、同表幼稚園長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

鶴岡市教育委員会訓令第3号

鶴岡市教育委員会職員の職名等に関する規程の一部を改正する訓令

鶴岡市教育委員会職員の職名等に関する規程（平成17年鶴岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員、技術職員、指導主事、事務員、技術員の項中「、園長」、「、教頭」及び「、教諭」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。